

金融機関の
ための

知財を活用した
事業性評価の手法を提案します！

中小企業の強みを 評価しませんか？

中小企業を知的財産の観点から評価する金融促進支援

企業の将来性
つかんでいますか？

評価に
かかる費用
無料



中小企業の強みを評価しませんか？

中小企業の知財を評価することで、
企業の強みが分かります！



制度の概要

特許・商標等は知的財産権といい、法律によってその権利が守られており、経営資産として有効に活用することが可能です。

中小企業が持つ知的財産権について、専門の調査会社がその技術内容等を含めたビジネス全体を評価し、「**知財ビジネス評価書**」を作成します。この評価書

は、企業の強みや成長性、ビジネス全体を読み解くことができるものです。

金融機関の方は、この評価書により、中小企業の特許や技術等がどのようにビジネスに貢献し、利益を生み出しているのかが分かるため、経営評価の判断材料として活用できます。

評価書作成の申請と費用

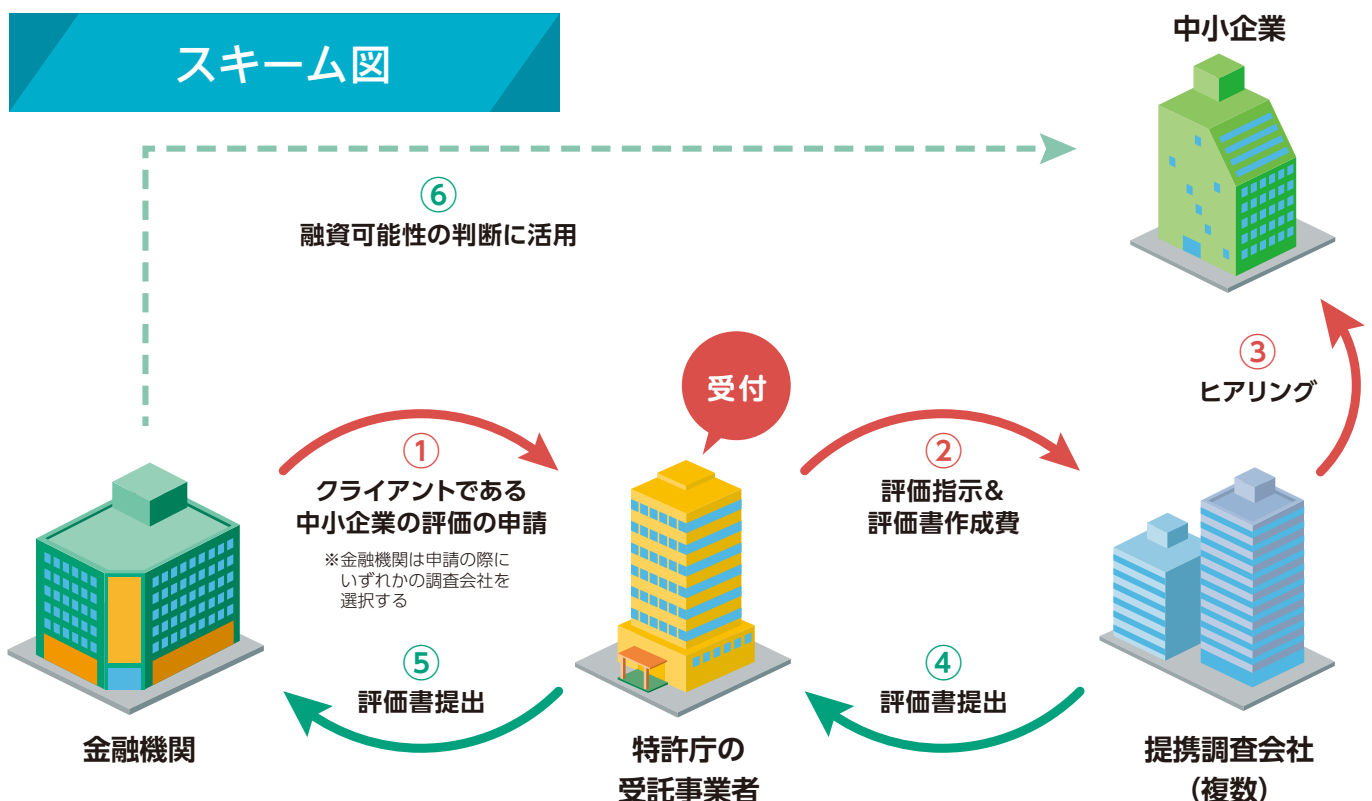
申請は簡単です

申請書に必要事項をご記入いただくだけです。
特別な資料の添付などは不要です。

無 料

作成にかかる費用は全額特許庁が負担するため、
金融機関、中小企業の負担は発生しません。

スキーム図





評価する調査会社、専門家によって評価書の内容は異なりますが、代表的な評価書には以下のような内容が含まれており、様々な情報を得ることができます。

この会社がどんな特許や技術で儲けているのかが判る!
 今後も事業の見通しが判る!

ご興味がある方は、裏面のお問合せ先(制度に関すること)までご連絡ください。

で検索！



知財ビジネス評価書のメリットとは……？

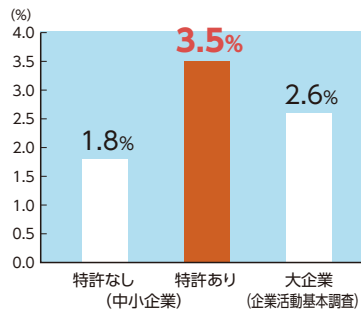
ポイント1

企業の事業性を見極めるために有益な情報です！

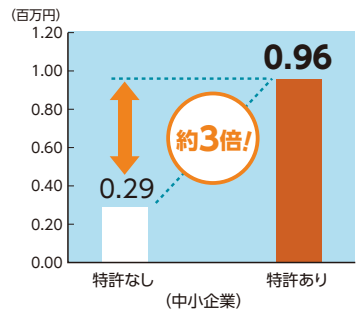
特許を保有する企業は保有していない企業よりも売上高営業利益率、従業員一人当たり営業利益率ともに高く、**知的財産権を取得することは新たなキャッシュフローを生み出すことにつながり、結果経営にプラスに働くことが分かります。**

中小企業の成長要因に密接に関わる特許等の知財を評価することは、金融機関が企業の事業性や中長期的な成長性を見極めるために有益です！

■特許権所有の有無と売上高営業利益率



■特許権所有の有無と従業員一人当たり営業利益



「平成24年度中小企業実態基本調査」(中小企業庁)、「平成25年度企業活動基本調査速報」(経済産業省)から作成

ポイント2

行内の融資判断の際の補強材料や参考資料として活用できます！

金融庁の「平成27事務年度金融行政方針」にも、金融行政の重点施策の1つとして、**事業性評価に基づく融資等**の取組が、金融機関に期待されています。

評価書を確認することで、特許等の知財がどのようにビジネスに貢献し、企業利益につながっているのかといった**当該事業の全体像や強みをより客観的に把握することができるため、企業の実態把握を深めたり、行内の融資判断の際の補強材料や参考資料として活用できます！**

「平成27事務年度 金融行政方針」 (平成27年9月策定)

II. 金融行政の目指す姿・重点施策

担保・保証に依存する融資姿勢を改め、**取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価(事業性評価)**し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献していくことが期待される。

ポイント3

具体的にこんな活用方法もあります！

① コミュニケーションツール

企業の保有する技術等の内容が分かりやすくまとまっているため、これまで以上に企業とのコミュニケーションがはかれます！

② 経営改善のアドバイス

企業の事業状況等が把握できるため、経営改善のアドバイスの一助として活用したり、知財総合支援窓口等の外部機関の専門家派遣制度等と組み合わせることで、より効果的な支援ができるようになります！

③ ビジネスマッチングや販路開拓のアドバイス

企業の強みや技術内容が分かるため、ビジネスマッチングや販路開拓の際の資料として活用できます！



評価書活用の拡がり

特許庁では、中小企業の知財を活用したビジネスが金融機関において適切に評価されることを目的として、「知財ビジネス評価書」の金融機関への提供や、シンポジウムの開催等の取組を実施しています（中小企業知財金融促進事業）。

平成27年度知財ビジネス評価書 提供金融機関

63機関に150件の評価書を提供
(26年度実績 22機関51件)

「知財金融」の
取組が全国に
広がっています！



北海道	1機関
(地銀)北洋銀行	
東北	5機関
(地銀)秋田銀行、荘内銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行	
関東	25機関
(都市銀)みずほ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行 (地銀)群馬銀行、千葉興業銀行、山梨中央銀行、八十二銀行、 静岡銀行、京葉銀行、東京スター銀行長野銀行、静岡中央銀行 (信金)鹿沼相互信用金庫、横浜信用金庫、かながわ信用金庫、 朝日信用金庫、さわやか信用金庫、東京シティ信用金庫、 東京東信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、巣鴨信用金庫、 長野信用金庫、磐田信用金庫、遠州信用金庫 (政府系)日本政策金融公庫、商工組合中央金庫	
中部	9機関
(地銀)大垣共立銀行、百五銀行、愛知銀行、名古屋銀行、北陸銀行 (信金)新湊信用金庫、大垣信用金庫、高山信用金庫、 北伊勢上野信用金庫	
近畿	6機関
(地銀)近畿大阪銀行、福邦銀行 (信金)奈良中央信用金庫、神戸信用金庫、播州信用金庫、 兵庫信用金庫、尼崎信用金庫、西兵庫信用金庫、但陽信用金庫 (信組)兵庫県信用組合	
中国	5機関
(地銀)鳥取銀行、山陰合同銀行、中国銀行、山口銀行、もみじ銀行	
四国	2機関
(地銀)百十四銀行、四国銀行	
九州	3機関
(地銀)肥後銀行、大分銀行、豊和銀行	
沖縄	1機関
(地銀)琉球銀行	

評価書の作成は地方自治体や一部の金融機関でも実施しています

地域の公的機関が知財や技術力に関する評価書作成支援を実施し、中小企業の技術力や成長性・経営力を評価することで、企業価値のアピールや円滑な資金調達を支援し、融資を促す取り組みも実施されています。

この取り組みは兵庫県を中心に、広島県、福岡県でも実施され、拡がりを見せています。

また、一部の金融機関では、個別の調査会社と提携し、行内の融資制度にビジネス評価書を組み込み、独自の融資制度を提供しています。

技術・製品・サービスだけでなく、将来性や経営力を含む企業の総合的な評価を実施しているケースが多く、中小企業と金融機関の相互理解を進める一助になっています。





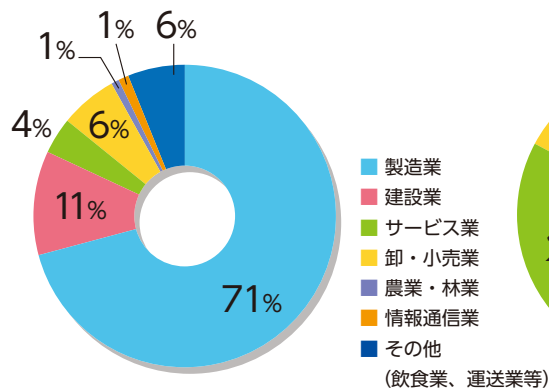
27年度知財ビジネス評価書作成支援

支援案件分布

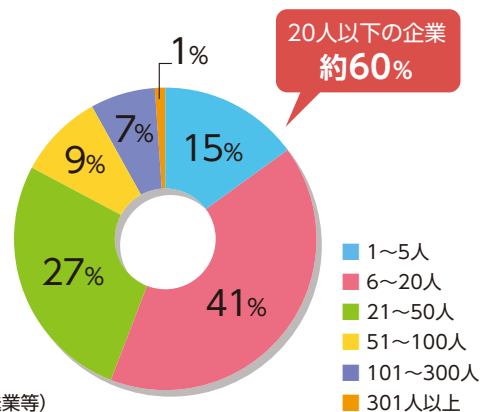
27年度の特許庁中小企業知財金融促進事業で知財ビジネス評価書を提供した企業の業種、従業員数は右のグラフのとおりです。

業種としては全体の半数以上が製造業となりました。従業員は20人以下の企業が全体の60%を占め、比較的規模の小さい企業が多い結果となりました。

対象企業の業種



対象企業（従業員）



活用事例

株式会社岩手銀行（高松支店）の取組み

（岩手県盛岡市）

「知財ビジネス評価書」を活用した同行初の融資を実施
“専門性の高い研究開発型企業に対する適正な事業性評価を行う
ツールとして役立った!”

- 岩手銀行は、取引先企業の企業価値向上や、地域経済の持続的成長と地方創生に貢献するため、事業性評価に基づく融資やコンサルティング業務の推進に積極的に取り組んでいる。
- 同行は、平成27年3月に盛岡市で開催された東北経済産業局主催「ものづくり・商業・サービス革新補助金」の説明会に参加したことで「知財ビジネス評価書」を知り、専門性の高い研究開発型企業の技術内容の理解や客観的な事業評価を目的として、評価書を活用。株式会社アイカス・ラボ（本社：岩手県盛岡市）の一眼レフカメラのレンズフォーカス機構に関する特許等の評価を実施。
- 岩手県保証協会と連携して同評価書を融資判断の材料として活用。同社の技術や今後の成長性についてより深い理解を得ることができ、岩手県保証協会の保証承諾を得て、同社に対し、運転資金3千万円の融資を実施した。
- 作成した評価書は、同社の技術内容が分かりやすく、競合製品について具体的な説明があったこと、市場規模を前提にした売上予測等の潜在的な評価がされていたことが参考となり、同社の成長性をより確度の高い方向で評価することができ、融資検討の際に役立った。
- また、評価書の中では、同社の海外における知財面の課題が指摘されており、同社は指摘を受けた課題について、岩手県の知財総合支援窓口を通じて、専門家派遣の支援も受けている。知財ビジネス評価書を軸に、同社に対する支援が拡がりを見せている。

岩手銀行

「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」という2つの経営理念の下、岩手県を中心に100以上の拠点を有する、岩手県最大の地方銀行。



信頼の、さらにその先へ。

アイカス・ラボ（2016年2月現在）

岩手県盛岡市北飯岡一丁目8番25号
（盛岡市新事業創出支援センター A1棟）
設立：平成15年5月28日

資本金：4,227万円 従業員数：28名

業務内容：

- ・マイクロアクチュエーター（超小型駆動装置）とその応用製品の開発・製造・販売
- ・上記製品や技術、製造装置、評価装置の受託開発など





Q & A

Q1 対象となる企業はどのような企業ですか？

A1 特許、実用新案、意匠、商標のいずれかの権利を保有している中小企業です。
著作権のみしか保有していない企業は対象になりません。

Q2 評価書を作成してもらいたい中小企業から直接申請できますか？

A2 **申請は金融機関からに限らせていただきます。**

Q3 申請の要件はありますか？

A3 評価対象となる企業が、以下の①～③の要件を満たしている場合に事務局が申請を受理します。その後、特許庁と事務局が作成する選定基準に則って、評価書作成支援を実施するか決定させていただきます。

① 中小企業であること

② 特許、実用新案、意匠、商標のいずれかの権利を保有していること

③ ヒアリングを要する場合には、調査会社からの評価書作成のためのヒアリングに応じられること

なお、評価書の提供を受けた金融機関は、その後5年間、特許庁が実施するフォローアップ調査へのご協力をお願いすることになります。

※ 選定基準の詳細については、裏面問い合わせ先(申請方法や事業の実施に関すること)まで、ご連絡ください。

Q4 複数の企業の評価書作成を検討しているのですが、複数申請することは可能ですか？

A4 可能ですが、申請の件数によってはご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q5 申請から採択までどれくらいかかりますか？

A5 申請をいただいてから随時採択するため、**概ね1週間程度**でご連絡いたします。

Q6 評価書はどれくらいで入手できますか？

A6 調査会社によって評価書作成にかかる機関が異なりますが、評価書作成に必要な書類・情報がそろってから**概ね1か月程度**です。

Q7 評価書作成にかかる費用はどのくらいですか？

A7 特許庁が費用を全額負担し、**無料で提供**いたします。

Q8 評価書は評価対象企業にも見せてよいのですか？

A8 調査会社から提供される評価書は金融機関のご判断で評価対象企業に内容を開示しても構いません。

Q9 評価書が作成されたら、評価対象企業に必ず融資しなければならないのですか？

A9 評価書は、金融機関内で融資等の際の資料として活用されることを期待するものですが、必ず融資することを求めるものではありません。



**知財ビジネス評価書の申請については、
裏面お問合せ先(申請方法や事業の実施に関すること)にお問合せください。**

■問い合わせ先

申請方法や事業の実施に関すること

●受託事業者

三菱UFJリサーチ& コンサルティング株式会社

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー

03-6733-1405

ipf@murc.jp

制度に関すること

特許庁普及支援課 支援企画班

〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3-4-3

03-3581-1101 (内線 2145)

PA02G0@jpo.go.jp

知財を知ること＝企業の強みを知ることです
無料でセミナー講師として伺います！

1 セミナーの開催例

<講義概要例>

- ・地方銀行行員向け研修の一貫として実施。
- ・30名の行員が参加。

<講義内容例(60分)>

1. 知的財産とは？
2. 企業の事業に効く知財とは？
3. 知財ビジネス評価書の活用について

講義概要などはあくまで一例です。

ご相談によりカスタマイズ
することができます！

土日、夕方から開催のセミナーも
受け付けております！



2 開催実績(平成27年度)

20回

(全国の地方銀行、信用金庫 等)



3 お申し込み・お問い合わせ

下記までお気軽にご連絡ください！

**特許庁総務部普及支援課
産業財産権専門官**

TEL: 03-3581-1101 (内線2340)

E-mail: PA0661@jpo.go.jp

もしくは、

特許庁 産業財産権専門官



で検索！

秘密厳守

知財全般に関することはこちらまで

経営の悩みや課題をおうかがいします

相談無料

知財総合支援窓口

全国共通 ナビダイヤル

0570-082100

全国47 都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします。